

## ○厚生労働省令第 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に

限る。)

第八条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「進捗」を「進捗」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八条第一項第四号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに該当する者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ 積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

附則第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第 号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第 号）の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第一号ロの規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の五条を加える。

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないこと又は同年度における特定保健指導の実施率が千分の一に満たないこととする。

2 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項の特定保健指導の実施率（次条第二号において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二 特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

保険者の種類

平均値

<p>加入者の数が五千人未満の市町村</p>	<p>加入者の数が五千人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>
<p>加入者の数が五千人以上十万人未満の市町村</p>	<p>加入者の数が五千人以上十万人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>
<p>加入者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者（全国健康保険協会に限る。以下この項及び次条において同じ。）又は船員保険の保険者</p>	<p>加入者の数が十万人以上の全ての市町村、健康保険の保険者及び船員保険の保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>
<p>国民健康保険組合  健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この項及び次条において「単一型健康保険組合」という</p>	<p>全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値  全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>

<p>健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この項及び次条において「総合型健康保険組合」という。）又は日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>
<p>共済組合</p>	<p>全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値</p>

三 前各号に掲げるもののほか、前年度に特定健康診査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があったこと。

5 保険者は、前項各号に掲げる基準のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出るものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出が第四項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものとする。



(減算対象保険者の基準)

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 前年度における特定健康診査の実施率が次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率以上であること。

保険者の種類	実施率
市町村	百分の六十五
健康保険の保険者、船員保険の保険者、国民健康保険組合及び総合型健康保険組合	百分の七十
単一型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び共済組合	百分の八十（当該保険者に係る四十歳以上の加入者の数に占める被扶養者の数の割合（以下この項において「被扶養者率」という。）が百分の二十五を超える保険者にあつては、

二 前年度における特定保健指導の実施率が百分の四十五以上であること。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法)

第四十条の四 算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から当該年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、当該年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から当該年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法)

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を当該年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については

百分の八十五に一から被扶養者率を減じた数を乗じた数と百分の六十五に被扶養者率を乗じた数を合計した数)

、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者の総数等の算定方法)

第四十条の六 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数とする。

2 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における当該保険者に係る加入者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該保険者に係る加入者の数とする。

第四十四条第二項中「(法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。)」を削る。

第四十六条第二項の表中

法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額

を

法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額

算定政令第二十五条の三第一項第二号のイ及

びロに規定する調整前後期高齢者支援金の額

に改め、

第三十九条に規定する保険納付対象額の総額

を

第三十九条に規定する保険納付対象額の総額

第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢

者に改める。

者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額

(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

一 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）附則第三条

二 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）

附則第四条、第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第六項中「平成二十三年度」の下に「から平成二十六年までの各年度」を加える。

附則第十二条第三項中「平成二十三年度」を「平成二十六年」に改める。

#### 附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から施行し、平成二十四年度の補助金から適用する。